

一動物占いというのが一時期、評判になっていました。一生年月日によって、それぞれの人を狼や小鹿、猿やチータなどの動物におきかえて、そのキャラクターを示すもので、よく当たっていると多くの方が面白がっていました。また、六星占術という細木数子さんの占いもよく知られていて、書店の占いコーナーでもたくさんのが販売されています。

実はこの2つの占いも、本来は四柱推命から生まれたものです。2つとも、60干支表というものを使い、1～60番までの表と、それを選び出す早見表を使って自身の番号を見つけ出す方法です。両方とも、基本的に同じ表を使って占うのです。

六星占術は単純に1～10までを土星人、11～20までを金星人、21～30までを火星、31～40までを天王星、41～50までを木星、51～60までを水星人として、それぞれの個性を読んでいきます。

動物占いはもう少し複雑で、1、7、42、48番は「チータ」、13、19、24、25、30、36番は「狼」などとなっている訳です。

勉強してみると意外に簡単で、このシンプルさが世の中

に広まった、ひとつの理由なのかもしれません。

さて、12支の話ですが、申（さる）は、音はシン。電光の走る象形です。電光が斜めに屈伸して走ることから、申は伸に通じ、伸びるという意味を含みます。酉（とり）は音はユウで、かめの中心にたまっている麴（こうじ）の醗酵を表す象形文字です。かめの中に醸（かも）されている新しい勢力の爆発で、新勢力がつけられることを意味します。

戌（いぬ）は、音はジュツ。戌に一を加えたもので、茂の同義です。枝葉が茂って日当たりが悪くなり、風が通らなくなる、いわゆる過剰を意味する文字です。

亥（い）は、音はガイ。核と同義。一は上を表し、亥は男女が並んで何かをはらんでいる形を表しています。意味は、「何かを生み出す」「問題をはらんでいる」となります。

『安岡 正篤（やすおか まさひろ）干支の活学 参照』

このように、12支はそれぞれの言葉がそれぞれに示す意味を持っており、その意味がその年に反映されていきます。

今回は10干についてご紹介します。

8月5日

馬耳東風

茶会派



大場史郎
アメリカの国債発行額の上限を改定する法案が、ぎりぎりのところで議会を通過した。

オバマ大統領の民主党に反対する共和党が来年の大統領選挙を意識してなかなか首を立てに振らなかつた。中でも特に反対したのが、極端に保守的な、いわゆる「ティーパーティー」と呼ばれる茶会派の議員である。



茶会派とはアメリカ独立運動のきっかけとなった、ボストン茶会事件である。

当時イギリスの植民地だったアメリカは重税に抗議して、停泊していた東インド会社の紅茶を積んだ船を襲った。これをきっかけにアメリカとイギリスの独立戦争が起きるのである。



このことから、自分のことは自分で解決し、小さな政府を目指す右寄り派を茶会派と呼ぶようになった。

本当はお茶でパーティをやったわけではないようだ。The Boston Tea Partyをボストン茶会派事件と訳しているが、共和党はRepublican Party、民主党は Democratic Party、要するにここで言うパーティは政党のようだ。



これにより、アメリカの国債の格付けが最上位の「トリプルA」から「ダブルAプラス」に引き下げられた。大量に保有する日本、中国、更には世界経済に少なからず影響が出そうだ。

弊社ホームページにいままでの馬耳東風が載っています。ぜひご覧ください。http://www/kaikai.co.jp

事務所からのお知らせ

宮本佳依

- ◆お盆休み
今年は、8月13日(土)から17日(水)までお盆休みを頂きます。よろしくお願ひ致します。
- ◆個人事業税
個人事業税(第1期分)の納付期限は8月15日(月)から8月31日(水)までです。
- ◆個人事業者の方の消費税の中間申告
消費税の予定納税の納付期限は、8月31日(水)までです。
- ◆平成23・24年度建設工事競争入札参加資格審査追加申請
広島県が発注する建設工事の一般入札又は指名競争入札の、追加申請の申請期限は9月12日(月)から9月19日(金)までです。

詳しくは、各担当者または、当事務所までご連絡ください。



2011年 9月号

新時代

2011年8月10日発行
発行/株式会社イーマック
編集長/大場史郎
〒730-0002 広島市中区白島中町9番13号
Tel (082)227-7730 Fax (082)227-8861
E-mail webmaster@kaikai.co.jp
URL http://www.kaikai.co.jp



2011. 8. 6

社長の仕事 税理士 大場史郎

「原発依存を減らす工夫」

今年もまた66回目の原爆の日を迎えた。一度に10万人以上の命を奪った原子爆弾と東日本大震災で多大な被害を出した原子力発電所とは同じに論ずべきではないかもしれないが、被害の大きさは共通するものがある。

週刊誌は、放射能漏れの被害が表に出ているのは一部で、実態はかなり深刻だと報じる。牛肉の問題、これから収穫されるお米でもセシウムなどの含有が報告されると更に大きな問題になる。

地震大国の日本に、原発が必要なのかという議論が盛んに行われる。しかし、太陽光発電や風力発電、更には地熱発電などのクリーンなエネルギーだけで、今の原子力に取って代われるとは思えない。

大企業の研究投資額というのが最近の日経新聞に出ていた。

1・2・4位を占めたトヨタ、ホンダ、日産の重点分野が電気自動車とハイブリット車、3・4位のパナソニック、ソニーが太陽電池、蓄電池、エネルギー管理システムそして6・7位の日立・東芝は次世代送電網等と続く。

原発が稼働できないということで、使いたい放題だった電気が、制約されるということで、一気に節電ビジネスが伸びそうに思える。

中東戦争のとき、石油パニックが起きて、日本の石油依存度が大きく下がった。まさに現在は石油が電気に変わっただけだ。

大きいことはいいことだったがこれからは地球に優しい生き方が求められる。

膨大な予算がかかる研究開発は大企業に任せるとして、この大きな潮流に何らかの形でかかわることが、中小企業の生き残っていく道だと思える。

同じく最近の新聞に、日産の電気自動車(リーフ)で、一般家庭の二日分の電気をまかなうことができるという記事が出ていた。

不安定な自然エネルギーを利用した発電や、深夜の余剰電力を車に蓄えて、昼間の電力消費のピーク時に充当するなどの使い方ができる。

電力は蓄積ができないから、常に最大使用時に合わせて、発電所を作らなければならない。高性能な電池で電気を蓄えることができるようになれば、各家庭、工場などの大小の蓄電池を、スマートメーターで管理し、繋げば、少ない発電所で効率よく使うことができる。

そのうち、週末しか乗らないサンデードライバーのお父さんの車は、太陽電池や深夜電気をバッテリーに蓄えて、ウィークデーは売電で小遣いを稼いでくれるようになるかもしれない。

断熱性の優れた省エネタイプの住宅、太陽光発電の取り付け、LED照明への切り替え、充電できるガレージへの改修、更には休耕田や広い屋根を持つ工場やスーパーなどを借りて太陽光発電をする業者も現れるだろう。

バブル期に虫食い状態になった空き地に目を付けて、100円パーキングが登場した。

この原発問題は時代の潮流の変化をもたらすように思える。

Q: 当社は、始業午前9時、終業午後6時（休憩1時間）で1日8時間、土、日が休日の週休2日制となっています。不測の事態が発生したため、社員数名に金曜の始業時刻から土曜の朝10時まで勤務してもらいました。この場合、法定外休日（土、祝は2割5分増し）である土曜日に食い込んだ部分の割増賃金はどのようなのでしょうか。

A: 1勤務が2暦日にまたがる労働について、行政解釈は「1日とは、午前0時から午後12時までのいわゆる暦日をいうものであり、継続勤務が2暦日にわたる場合には、たとえ暦日を異にする場合でも1勤務として取り扱い、当該勤務は終業時刻の属する日の労働として、当該日の『1日』の労働とすること」
また、時間外労働が引き続き翌日の所定労働時間に及んだ場合には、「翌日の所定労働時間の始期までの超過時間に対して、法定の割増賃金を支払えば違反にはならない」とされています。所定休日である土曜日には始業時刻は存在しませんから、金曜日の労働時間は金曜日の午前9時から翌土曜日の午前10時までということにな

ります。同じ週の日曜日に休日を取得させていますので、土曜日は法定休日労働とはなりません。したがって、金曜日の時間外労働として金曜日の午後6時から土曜日の午前10時まで時間外割増賃金を、また午後10時から午前5時までは深夜割増賃金を支払うことになります。具体的には金曜日の終業時刻である午後6時から午後10時までは125%、午後10時から翌土曜日の午前5時までは深夜割増が加算される150%、午前5時から午前10時までは125%の割増賃金となります。ご質問の法定外休日（土、祝日）2割5分増しとは、土曜日、祝日の午前0時から午後12時までの労働に対する支払いを意味しています。土曜日の午前0時以降は法定外休日の割増賃金を支払うことにしても、割増率は同じ2割5分増しですから、午前0時から午前5時までは150%、午前5時から午前10時までは125%の割増賃金となります。

個人事業税

宮本 佳依

個人事業税
個人事業税とは、事業を行う個人事業者が、道路や橋などの各種の県の施設を利用して収益活動を行っていることから、その経費の一部を負担するというものです。法人の場合は、法人事業税が課されます。

個人事業税の税率

| | | |
|-------|---------------------------|----|
| 第一種事業 | （物品販売・製造・運送・飲食店・金銭貸付業など） | 5% |
| 第二種事業 | （畜産・水産・薪炭製造など） | 4% |
| 第三種事業 | （税理士・弁護士・医師・司法書士・公認会計士など） | 5% |
| 第三種事業 | （あんま・鍼灸など） | 3% |

個人事業税は、上記のような税率となり、第三種事業の場合は税率が分かれていますので注意が必要です。

個人事業税の計算方法
個人事業税の税率は、個人住民税と同じく、前年の事業所得を課税標準として計算することとなります。また、個人事業税には「**事業主控除：290万円**」がありますので、具体的には以下の計算式で個人事業税を算出することとなります。
「**（前年の事業所得-事業主控除：290万円）×税率=個人事業税**」
つまり、前年の事業所得が290万円以下であれば、個人事業税は0円となります。

納付時期
8月と10月の年2回に分けて納めます。ただし、税額が1万円以下の場合は8月に一括で納めます。口座振替制度を利用されると便利です。



“債務者の財産の調査方法(後編)”

前月号(前編)では、債権者が自分で債務者の財産(不動産、預金口座、給与債権等)を調査する方法についてお話しましたが、そこで調査不能の場合は、債権者は確定判決という「絵に描いた餅・空手形」を持ったまま諦めるしかありませんでした。

この不都合を少しでも解消するため、平成16年の民事執行法の改正で、「債務者の財産開示手続制度」が新設されました。その内容は次のとおりです。

- ① 債権者が、金銭の支払をすべきことを内容とする執行力ある債務名義(この典型例は確定判決であり、公正証書、仮執行宣言付き判決、仮執行宣言付き支払督促は除かれることに注意。)を有すること。
- ② 債権者が現実に強制執行してみたが失敗した場合(ただし、失敗に終わった強制執行手続が終わってから6ヶ月以内であること。)、または債権者が調査して知っている債務者の財産について評価してみたが、それだけでは明らかに債権の回収に不足であることを一定程度、裁判所に説明できた場合のいずれかであること。
- ③ その債務者が過去3年以内に財産開示手続の下で、財産開示をしていないこと。

これらの要件を充たしている場合に、債権者は執行裁判所に申し立て、執行裁判所は、債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をします。そして、この決定を受けた債務者は自分の財産について陳述して開示することになるのですが、これは強制的ではないことに注意しなければなりません。財産開示手続といっても、結局は、債務者の協力がなければ実効性がないのです。債務者が嘘をついたり、協力しないときには、30万円以下の過料に処することができますが、そもそも何百万円、何千万円の支払を命じられた債務者に、30万円の過料なら安いものということで済まされてしまうのではないのでしょうか。このように、財産開示手続が導入されたといっても、税務調査のように国家権力を使って債務者の財産を徹底的に洗い出すということではないのです。金融機関が担保なしでは金を貸さない理由が分かりますよね。

予定納税について

小柳博美

法人税・・・当期の法人税納付額が20万円を超える場合には、翌期に法人税の中間申告と中間納税をする必要があります。法人税の納付が遅れた場合、納付の日までの延滞税も納付することになりますので、注意をしてください。

中間申告の提出期限(納期限)は事業年度開始後6月を経過した日から2月以内となります。つまり、3月決算の場合には、11月30日が、期限になります。

(中間申告により納付すべき法人税額等の計算)
納付すべき法人税額=前事業年度の法人税額×1/2

消費税・・・当期の消費税年額が48万円(地方消費税を含めると60万円)を超えると、翌期に消費税の中間申告と中間納税をする必要があります。消費税の納付が遅れた場合、納付の日までの延滞税も納付することになります。

(中間申告により納付すべき消費税額等の計算)

| 前年度確定年税額 | 申告回数 | 中間申告期間 | 予定申告方式の中間納税額 |
|--|------|--------------|--------------|
| 48万円(地方税分合わせて60万円)以下 | 不要 | - | - |
| 48万円(地方税分合わせて60万円)超 400万円(地方税分合わせて500万円)以下 | 年1回 | 当年度開始から6カ月 | 前年確定年税額の1/2 |
| 400万円(地方税分合わせて500万円)超 4,800万円(地方税合わせて6,000万円)以下 | 年3回 | 当年度開始から3カ月ごと | 前年確定年税額の1/4 |
| 4,800万円(地方税合わせて6,000万円)超 | 年11回 | 当年度開始から1カ月ごと | 前年確定年税額の1/12 |